

児童扶養手当・児童手当について

問い合わせ

本庁健康増進課 電話 (56) 2224

総合支所保健福祉課 電話 (58) 7071

◆ 児童扶養手当を受給している皆様へ

児童扶養手当は、母子で生活されている方などに支給される手当です。

ただし、前年の所得が一定以上の場合、手当は支給されません。

また、既に児童扶養手当を受けている方は、8月中に現況届を役場に提出して下さい。この届け出を出さないと支給を受けることができませんので、忘れずに届け出て下さい。

◆ 児童手当を受給している皆様へ

児童手当の支給対象が平成18年4月より、小学3年生から、小学6年生までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

改正に伴い、新たに児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、平成18年9月30日までに手続きを済ませた方に限り特例的に4月1日にさかのぼって手当てが支給されます。

対象児（5、6年生）のいる保護者には通知をお送り致しましたが、まだ手続きのお済でない方は、期間までに手続きをお願いいたします。小学4年生の児童がいる保護者の方は、今回は手続きをする必要はありません。

夏期資金の融資制度のご案内

問い合わせ

本庁産業課林政商工係 電話 (56) 2226

総合支所企画観光課観光商工係 電話 (58) 7076

中小企業の情報化や雇用創出のための設備資金など、ニーズに合わせた融資制度を取りそろえています。今後の事業発展のために活用をご検討ください。(利率はいずれも固定で、平成18年5月18日現在のものです)

● 夏季資金は「国の資金」をご利用ください

融資の種類	対象者	融資額	返済期間	利率
[普通貸付] 国の事業ローン	事業を営む方	4,800 万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	2.5 ~
[特別貸付] IT資金	情報化のための設備の取得などを行う方	7,200 万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 15年以内	1.6 ~
[特別貸付] 地域雇用促進資金	雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方	7,200 万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 15年以内	1.85 ~

● 創業・第二創業をお考えの方は「こくきん創業支援センター」にご相談ください 「創業・第二創業相談会」

*開催日：毎月第1、第3水曜日 *対象：これから創業される方、創業後間もない方、経営の多角化・事業転換などの第二創業をお考えの方

融資の種類	対象者	融資額	返済期間	利率
[特別貸付] 新規開業資金	新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	7,200 万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 15年以内	1.6 ~
[特別貸付] 女性、若者／シニア 起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上の方で新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	7,200 万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 15年以内	1.6 ~
[担保・保証人の 要件を緩和した融資制度] 新創業融資制度	新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方	750 万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 15年以内	通常適用される利率に、1.2%（年利）が上乗せされる。

◆ 詳細は、国民生活金融公庫 静岡支店 融資相談係 でも確認できます。

電話 054 (254) 4411 F A X 054 (251) 6135